

# 明治学院大学図書館利用規程

1992年 6月17日	大学評議会承認
1998年 2月25日	図書委員会承認
1998年 3月18日	大学評議会承認
2005年 3月16日	大学評議会承認
2010年 7月16日	常務理事会承認

(総則)

**第1条** 明治学院大学図書館館則第6条により、明治学院大学図書館利用規程を定める。

(目的)

**第2条** この規程は明治学院大学図書館（以下「図書館」という）における資料の利用について定めることを目的とする。

(用語)

**第3条** この規程における利用とは検索、閲覧、貸出、複写、参考調査、相互協力、および施設の利用をいう。

(利用者)

**第4条** 図書館を利用できる者は次の通りとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生、大学院生および科目等履修生
- (3) 元本学専任教職員および本学卒業生
- (4) コンソーシアム協定により相互利用が認められた者
- (5) 前各号に掲げる者の他、図書館長が許可した者

(開館日)

**第5条** 図書館は次に掲げる休館日を除き開館する。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 降誕節
- (5) 春、夏、冬季休暇の一定期間
- (6) 前各号に掲げるものの他、図書館長が休館を必要と認める日

2 前号の規定に関わらず、図書館長が特に認めるときは臨時開館を行う。

(開館時間)

**第6条** 図書館の通常期開館時間は次の通りとする。但し休暇中、その他図書館長が必要と認める時は開館時間を変更することができる。

- (1) 白金校舎図書館 平日 9時～22時、土曜日 9時～20時

(2) 横浜校舎図書館 平日 9時～20時、土曜日 9時～18時

(利用証)

**第7条** 図書館の利用にあたっては、勤務員は身分証明書、学生および大学院生は学生証、その他図書館長が許可した者は入館許可書を携帯し、入館時および係員の請求に応じ、これを提示するものとする。

(閲覧)

**第8条** 資料を利用しようとする者は所定の閲覧手続をとらなければならない。

(閲覧の場所)

**第9条** 資料の閲覧は館内にて行い、貸出を受けたもの、および特に許可されたものを除き館外に持ち出してはならない。

2 データベース等については、館外から所定の認証等を実施後閲覧することができる。

(貸出)

**第10条** 資料の貸出を受けようとする者は、別に定める細則にもとづき、所定の貸出手続をとらなければならない。

(複写)

**第11条** 複写は図書館が収集した資料について、学術研究を目的とした場合にこれを行う。

(参考調査)

**第12条** 図書館は利用者の研究に資するため参考調査を行う。

(相互協力)

**第13条** 図書館は利用者の研究に資するため外部機関と相互協力を行う。

(目的別閲覧室)

**第14条** 図書館は特定の目的に応じた閲覧室等を設けることができる。

2 前項の閲覧室等を利用しようとする者は係員に申し出て、所定の手続をとらなければならない。

(規律)

**第15条** 図書館の利用者はこの規程および図書館長の定める利用要領を遵守し、他の利用者に迷惑をかけるような行為をしてはならない。

(利用の制限)

**第16条** この規程、その他図書館が定める規則に違反した者、係員の指示に従わない者、その他不都合な行為をした者に対しては、利用の停止、制限をすることがある。

(守秘義務)

**第17条** 図書館活動に従事する者は、図書館が業務上知り得た利用者の読書事実、利用事実等について、その秘密を守らなければならない。

(細則)

**第18条** この規程に必要な細則は図書館長が別に定める。

(改廃)

**第19条** この規程の改廃については図書委員会、大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を要するものとする。

## 付 則

- 1 この規程は、1992年6月18日より施行する。
- 2 1998年4月1日一部改正施行（第3条）
- 3 2005年4月1日一部改正施行
- 4 2010年8月1日一部改正施行（第1条～第19条）